

緊急時の登下校について

★災害時などの緊急時における生徒の安全面を考え、下記のように内容を示しています。下校については、必要に応じて、以下の表1「緊急時の集団下校・保護者への引き渡し」に従って行います。

表1「緊急時の集団下校・保護者への引き渡し」

徒歩通学生徒 自転車通学生徒		可能な限り教職員引率による集団下校
バス通学者	こども園・小学校に弟妹のいない生徒	中学校からバスに乗り、下校。バス運休の場合は、中学校で待機させ、保護者に引き渡す
	こども園に弟妹のいる生徒	教職員の引率でこども園に移動、弟妹と一緒に保護者に引き渡す
	小学校に弟妹のいる生徒	教職員の引率で小学校に移動、弟妹と一緒に保護者に引き渡す
※上記以外の対応を希望される場合は、その要望に基づいた対応を行う。 <要望例> ・「自宅以外の場所、〇〇へ下校させてほしい」		

※保護者の皆様には、学校メール等で連絡いたしますが、被害の状況によっては学校からの連絡ができない場合もあります。

※上記の対応は、学校からの連絡がなくても実施される場合があるをご理解ください。
自主的な判断、行動をよろしくお願いたします。

【大規模地震への対応】

1 市内で震度5弱以上の地震が発生した場合

(1) 登校前に地震が発生

- ・学校から指示があるまで、自宅待機とする。

(2) 登校後に地震が発生

- ・直ちに授業を中断し、表1「緊急時の集団下校・保護者への引き渡し」に従って、集団下校および保護者への引き渡しを行う。

2 「南海トラフ地震に関連する情報（臨時）」発表時の対応

- ・登校前に発表・・・学校からの指示が出るまで自宅待機
- ・登校後に発表・・・学校の指示による行動

※学校メールなどで各家庭に連絡します。

【風水害等への対応】

3 「愛知県全域」「愛知県東部」「西三河北東部」「豊田市東部」に 暴風警報・暴風雪警報発表時の対応

(1) 登校前に警報が発令 ※気象庁ホームページで情報をご確認ください。

午前6時までに、警報が解除された場合	平常通りの授業を行う
午前6時を過ぎて警報が解除されるか、または引き 続き解除されない場合	当日の授業を中止する ※学校メールなどにより各家庭に連絡

(2) 登校後に警報が発令

- ・気象状況等から判断して生徒を安全に帰宅させ得ると認められた場合には、当日の授業を中止して速やかに下校させる。
- ・遠隔の地域に居住する生徒の帰宅が困難と認めるか、すでに戸外の通行が困難と判断した場合には、表1「緊急時の集団下校・保護者への引き渡し」表に基づいた対応を行う。

(3) 台風時の給食について

- ・気象情報などにより、事前に暴風警報が発令すると予測される場合、前日の時点で翌日の給食の中止が決定される場合がある。

※前日の正午頃に学校メールなどで各家庭に連絡・

4 土砂災害に関する気象情報により豊田市から稲武地区に 「高齢者等避難」(警戒レベル3)以上が発令された場合

- ・上記3『「愛知県全域」「愛知県東部」「西三河北東部」,「豊田市東部」に暴風警報・暴風雪警報発表時の対応』に準じた対応を行う。

※気象庁ホームページ・豊田市ホームページで情報をご確認ください。

5 特別警報(「大雨」「暴風」「暴風雪」「大雪」)が 名古屋地方気象台から発表された場合

(1) 登校前に発表 ※気象庁ホームページで情報をご確認ください。

- ・学校からの指示があるまで自宅待機とする。

(2) 登校後に発表

- ・即刻、授業を中止し、安全に下校させ得ると判断できるまでは下校させない。
- ・遠隔の地域に居住する生徒の帰宅が困難と認めるか、すでに戸外の通行が困難と判断した場合には、表1「緊急時の集団下校・保護者への引き渡し」に基づいた対応を行う。

※各家庭には、学校メール等で連絡する。

【弾道ミサイル発射への対応】

6 Jアラートの緊急情報発信時の対応

(1) 登校前に発令された場合

Jアラートの緊急情報が愛知県に発令	自宅待機
-------------------	------



「日本の上空をミサイルが通過し、領海外に出たとの情報」が発信	自宅待機を解除
「日本の領海外に落下したとの情報」が発信	生徒は速やかに登校
「日本の領土・領海内へ落下したとの情報」が愛知県に発信	自宅待機を継続 ※その後の対応は学校メールなどで各家庭に連絡

(2) 登校後に発令された場合

Jアラートの緊急情報が愛知県に発令	活動を中断し避難態勢（机の下に身を隠すなど）をとる
-------------------	---------------------------



「日本の上空をミサイルが通過し、領海外に出たとの情報」が発信	活動を再開
「日本の領海外に落下したとの情報」が発信	
「日本の領土・領海内へ落下したとの情報」が愛知県に発信	安全確認ができるまで、校内の安全な場所で待機。安全確認ができ次第、活動を再開 ※学校の対応は学校メールなどで各家庭に連絡

【共通事項】

- ・自宅待機中は学校メール、ホームページ、テレビ・ラジオ等、各種の情報に注意し、保護者、またはこれに代わる者の指示を待つて行動させる。
- ・登校する手段がない場合は、無理をせずその旨を学校に連絡する。
- ・国道153号線が通行止めになった場合は、上記3『「愛知県全域」「愛知県東部」「西三河北東部」「豊田市東部」に暴風警報・暴風雪警報発表時の対応』に準じた対応をする。ただし、午前6時以降に通行止めが発令される場合、状況に応じ、保護者の皆様には学校メール等で連絡する。
- ・国道257号線およびその他の通学路が通行止めの場合は、該当地域の生徒のみ自宅待機とする。該当の家庭に電話で連絡をする。保護者の判断で安全を確認でき次第、登校させる。
- ・上記のほか、交通機関の不通、道路・橋の決壊等、登校に危険な事態が生じた場合は登校させない。